

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年4月分）

見出し	0504-1 国民健康保険税の税率決定に係る算定方法
ご意見	国民健康保険税の税率決定に係る算定方法の見直しについて
回答	<p>当市の国民健康保険税の賦課方式については、所得割、資産割、均等割、平等割により算定する4方式を採用しております。また、令和5年度、県内において当市と同様の4方式を採用する見込みの市は、宮古市と二戸市と認識しております。</p> <p>皆様からご負担いただいている国民健康保険税は、国民皆保険となっている現在、国民健康保険制度を運用するために必要不可欠であり、これにより平等に適正な医療を受けられる仕組みとなっております。</p> <p>国民健康保険税については、県内で保険税水準の統一に向けた検討が進められており、その方法としてご提案のありました資産割を除く3方式の採用が検討されるものと認識しており、税率設定の影響等について検証している段階であると捉えております。</p> <p>当市といたしましては、県及び県内各市との情報共有を図るとともに、各市町村の動向を注視しながら、平等な国民健康保険税負担となるよう、県内の保険税水準の統一時期を視野に入れ、3方式導入を含む税率設定について、その影響額等を検証し、その導入時期及び税率等について検討してまいります。</p>
担当課	市民課 電話：0194-52-2118